

令和4年5月24日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年5月24日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社東栄観光（法人番号：2050002044815） 代表者 鈴木 力
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県結城市大字山王203 （本社営業所） 茨城県結城市大字山王203-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 90日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和3年10月29日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(4) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)